

# 道の駅かつらぎに関する 調査特別委員会

令和3年2月15日

葛城市議会

## 道の駅かつらぎに関する調査特別委員会

1. 開会及び閉会 令和3年2月15日(月) 午前9時30分 開会  
午前10時42分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 下村正樹  
副委員長 梨本洪珪  
委員 杉本訓規  
" 吉村 始  
" 奥本佳史  
" 松林謙司  
" 谷原一安  
" 増田順弘  
" 岡本吉司  
" 西川弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議員 内野悦子  
" 川村優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 阿古和彦  
副市長 溝尾彰人  
企画部長 吉川正人  
企画政策課長 高垣倫浩  
" 補佐 増田智宏

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 岩永睦治  
書記 和田善弘  
" 高松和弘  
" 福原有美

7. 調査案件

- (1) 道の駅かつらぎに関する事項について
- (2) その他

開 会 午前9時30分

**下村委員長** ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、これより道の駅かつらぎに関する調査特別委員会を開会いたします。

本当に皆さん方、お忙しい中、また今日は天候も、非常に雨が降りそうというか、雨天の傾向でございます。そんな中、今日は道の駅かつらぎに関する調査特別委員会ということで、委員の方々、全員出席いただきまして誠にありがとうございます。道の駅かつらぎに関するいろんな市民からのご意見もあろうかと思えますけれども、まだまだ時間がかかると思うんですけれども、今日は、まず皆さん方の各ご意見を拝聴しながら、一步ずつ進めてまいりたいと思いますので、最後までよろしくお願い申し上げます。

委員外議員の方々は、川村議員と内野議員が委員外議員として出席されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議の進行に際して、密閉空間にならないよう出入口を開放しておりますので、ご了承願います。

なお、発言される際はマスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。また、発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）道の駅かつらぎに関する事項についてを議題といたします。

前回までの委員会におきまして、報告のありました道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの提案関連について、その後進捗のあった状況につきまして、お手元に配付しております資料を基に説明願いたいと思います。

吉川企画部長。

**吉川企画部長** 皆さん、おはようございます。企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私の方から、道の駅かつらぎに関連する裁判の状況につきましてご報告させていただきます。この裁判の状況につきましては、昨年12月に開催されました前回の当委員会において報告させていただいたところでございますが、その後の新たな進展状況について報告させていただきます。お手元に配付しております資料をご覧いただきたいと思います。この資料は、前回は提出させていただいたものに、新たな状況としてアンダーライン部分を追

加させていただきます。

まず①でございます。これは、前市長と元副市長及び栄和建设株式会社に対して630万円余りを市に支払うよう求めた裁判で、第1審の判決が令和2年9月29日に出され、市、そして前市長、元副市長のそれぞれが控訴状を提出していたものでございます。資料の2ページに記載しておりますように、この控訴が大阪高等裁判所で受理されまして、本年3月9日に控訴審の初公判が開かれることとなったものでございます。

次に②でございます。前市長と元副市長及び有限会社櫻井建材建設に対して370万円余りを市に支払うよう求めた裁判で、第1審の判決が令和2年6月23日に出され、前市長及び元副市長のそれぞれが控訴状を提出されていたものでございます。これにつきましても、資料の2ページの下段に記載しておりますように、この控訴が大阪高等裁判所で受理され、本年2月24日に控訴審の初公判が開かれることとなったものでございます。

次に③と④でございます。前市長と元副市長及び社会福祉法人柗の郷に対して2,500万円を市に支払うよう求めた裁判で、第1審の判決が令和2年12月22日に出され、その判決につきましては、既にお知らせしているとおり、市の主張が認められましたので、市から控訴はいたしておりませんが、4ページに記載のとおり、前市長、元副市長、そして当該社会福祉法人のそれぞれが控訴状を提出された旨、担当弁護士から報告を受けているところでございます。相手側からの控訴の裁判に対応するための弁護士費用につきましては、補正予算に計上いたしまして、この3月の議会定例会に提案する予定をしております。

最後に⑤でございます。社会福祉法人柗の郷が、葛城市及び葛城市土地開発公社が連帯して約3億5,000万円を当該法人に対し支払うよう求めた裁判で、先ほどの裁判と同じ令和2年12月22日に第1審の判決が出されました。その判決につきましても、既にお知らせしているとおり、土地開発公社は当該法人に対し4,077万円余りを支払えとの判決でございましたので、公社といたしましては、この判決を受け入れることはできませんので、5ページに記載のとおり、令和2年12月25日に控訴状を提出したところでございます。この控訴に係る弁護士費用や印紙代などの訴訟費用は、公社から支出することとしております。また、市といたしましては、市の主張を認めていただいた内容の判決でございましたので、市からは控訴しておりませんが、当該社会福祉法人が第1審と同様に、市及び公社を相手として控訴状を提出された旨、担当弁護士から報告を受けているところでございます。相手側からの控訴の裁判に対応するための弁護士費用につきましては、補正予算に計上いたしまして、この3月議会定例会に提案する予定をしております。

以上が前回の委員会以降の進展状況でございます。どうぞよろしくお願いたします。

**下村委員** ただいま報告願いました件につきまして、何か確認事項はございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** おはようございます。よろしくお願いたします。

裁判の判決結果に基づいて控訴するというところで今回ご報告があったわけです。また反対に相手側が控訴するということがあると、それを受けての報告があったわけですがけれども、私、お聞きしたいのは、4ページの⑤の産業廃棄物撤去等請求事件ということで、これは葛

城市が被告として訴えられているわけです。原告が社会福祉法人柘の郷ということで、代替地として葛城市の土地開発公社が提供した土地から産業廃棄物が出てきたということで、それに対する損害賠償請求ということだろうと思うんですが、この件につきまして、非常に不透明な当時のやり取りがあったと思うんです。それは、契約書には、土地に瑕疵がない状態で提供するというふうになっていて、ところが、既に代替地の登記を柘の郷の方に移して、柘の郷の所有になったその後になって、ボーリング調査の結果が、産業廃棄物が出たということで訴えられたということなんですが、この契約との関係で、瑕疵のない状態でということが確認されて引渡しされたのかどうか。そこがよく分からないんです。確認して引き渡されたのであれば、これは柘の郷も了承したことというふうになろうかと思うんですけれども、つまり、後からこういう訴えがあるということは、どうなのかなという感じがするので、そこら辺のことは裁判の中でどういうふうになっているのか、どういうふうな主張が行われたのか。そこがお聞きしたいんです。

それからもう一つは、ボーリング調査が、実は架空のボーリング費用ということで、葛城市が、葛城市内の太田と八川の2カ所の土地をボーリングしたということによって、そういうふうにして費用を請求して、実際には柘の郷の地域をボーリングしたわけです。大同ソイルという御所市の会社だったと思いますけれども、これは読売新聞が大同ソイルに問合せして、これは八川と太田という契約書を結んでるけれども、実際ボーリングしたのは柘の郷の代替地のところですよということで、成果報告書もそういう形で出していたという、これは葛城市が発注していました。当時の担当職員が、部長決裁できる金額に抑えるためにわざわざ八川と太田に割って、部長決裁で1つの箇所ができる金額に抑えて、こういうボーリングをやった。これは葛城市の調査の過程でご存じだと思うんですけれども、そこが葛城市の関与として、そういうふうな形でボーリングもやってたということで、非常にここら辺が不透明な形で、土地開発公社との関係、どういう関係で裁判の中で扱われているのか。そこら辺をお聞きしたいんです。逆に言えば、市の責任もあるように思うんです。全く市の責任がないというふうなことで、裁判所の方ではそういうふう認定であれば、それで、そういう判断なのかなと思うんですが、そういうことは全く争点にもなってないし、事実としても上がってないということであれば、そういうことで裁判が経過してるのかなと思うんですけれども、これは今後のことに関わるわけです。今後のことに関わるというのは、どういうことかと申しますと、市が敗訴した場合、4,000万なにかがしか、市が出さなあかんのです。そうしたら、我々としたら、市の責任は何なんだということに次はなっていくわけです。だから、ここははっきりさせておいていただきたいと思います。

**下村委員長** 高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課、高垣です。よろしく願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問なんですけれども、裁判の産業廃棄物等撤去事件の、まず市の主張と判決との相違点についてご説明させていただきたいと思います。まず、市及び公社の主張といたしましては、移転先の土地に産業廃棄物が埋まっていることについては、民法第570条にいう瑕疵に当たらないという主張をしております。その主張が今回の裁判で認めら

れなかったという点がまず1点でございます。また、損害賠償額の認定なんですけども、先ほどと同じく、瑕疵に当たるということで、契約売買代金の4,077万7,000円の損害額を上限として公社に支払うように判決が出ております。

なお、この2点については、公社のみ支払うということで、市側には瑕疵がないと、売買責任がないということですが、公社が12月25日付で控訴手続を行ったものでございますが、控訴手続の理由といたしましては、グループホームの建設利用に関しては、公社には瑕疵がないという主張をしており、そういうことを主張していくために控訴手続して、また争っていくということで流れになっております。

具体的に、契約内容とかにつきましては、裁判に関わることでございますので、すいませんが、詳細については控えさせていただきたいと思っております。

**谷原委員** ボーリングの件なんかについてはどうなんですか。

**下村委員長** 高垣課長。

**高垣企画政策課長** もう一つ、ボーリング調査の件でございますが、この訴訟に関しましては、全く案件としては出ておらないということでご報告させていただきます。

以上です。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 争点が、代替地から出てきた産業廃棄物、ボーリング調査で、3か所ですか、端の方をボーリング調査したんだろうと思っておりますけれども、それが瑕疵に当たらないということで、建物を建てて実際に利用してるところではないということで、瑕疵に当たらないというふうな形での主張だったろうと思うんですけれども、瑕疵に当たらない、当たるということで、でも、裁判所の方は瑕疵だということで今回の判決が下りたわけです。そうすると、瑕疵があったということになるので、これは裁判の、今後、内容について弁護士に任せてるわけですから、そういう裁判の経過によると思うんですけれども、瑕疵に当たると、当たらないというところで、ずっとこれから争点として今後もやっていくという方針なのでしょうか。そこを再度お聞きします。

**下村委員長** 高垣課長。

**高垣企画政策課長** ただいまの谷原委員のご質問ですけども、まさに瑕疵に当たらないという主張をしっかりとっていくということで進めてまいる方向でございます。

以上です。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 最後に一言なんですけども、今後敗訴した場合の問題も起きてくるということ、必ずしもこれで敗訴したらよしということではなくて、敗訴したということは、市にそれなりに落ち度があったということになるわけで、なぜそういうことが起きたのか、どこにそういう責任があるのかということについては、引き続き、これ、ちゃんとしていかなければならないということだけ申し上げたいと思っております。

以上です。

**下村委員長** ほかに。

西川委員。

**西川委員** 今の関連ですけど、本来、これ、⑤の、今、谷原委員がおっしゃったことに関してですけども、市には責任がない、開発公社に対して4,000万なにがしかを支払えというふうに出ていますけども、僕は、だいぶ前から、以前から質問をしてるのは、開発公社に対して、当時の葛城市が委託契約をしてるといふ契約書そのものが、この裁判時点では出てたのかどうかということです。これ、この裁判のときにそれが出てなかったから、公社だけになってると違うんかいな。僕は、公社に対して、補償補てんや用地のことを公社に任しとったら、はっきり言うて、市が本来事業主体やから、補助金の返還も出えへんの違うかと俺は言うてるわけや、ずっと。それがこの裁判のときに、今度これ、控訴審出たときに、その契約書をついていったときに、市の責任免れへんの違うかと。そういう契約書がきちりこの時点で出てたのかどうか。この裁判結果が、これ、判決が出てる12月22日以前に、証拠書類としてそういうふうなものが出てたのかどうか。今後出ていったら、ほんまにこれ、谷原委員が心配したはるような市の責任というのが出てくるのと違うか。まして、それがそういうことになってくると、そしたら、市が、開発公社にはそういうふうな補助金は、そういうのは返さんなんけれども、市であれば、返さんでよかったやつを返してしもうてるの違うんかいな。この裁判によって。そこらが全然分かれへんねん。裁判のあれやさかい言えへん言うてるけれども、そこら辺が、今後の成り行きによって、これ、今おっしゃったように、市の責任いうのが出てくる可能性が大いにあるよ、これ。そこらが、今、裁判の途中やから言われへんいうのやったら、言われへんでええけれども、僕はだいぶ前に、市と公社とがそういうことを契約してる契約書があるやろうと、俺言うてるのに、なかなか出てけえへんで、最後には契約書がありましたというて出てるわけやんか。それが裁判の判決が下るときには、⑤のことも含めて、下るときには、そういうふうなんが提出されてたのかどうか、よう分からんのや。提出されてて、なおかつ委託してるわけやからな、葛城市が開発公社に。委託契約を結んでるんやろう。そこへ持ってきて、ボーリングも、今おっしゃったように、開発公社でやればええやつを市でやってるわけやな。そこらをしっかりと頑張ってもらわんと、しっかりとそこらをいろいろと検討して頑張ってもらわんと、こんなん、補助金は返さんなん、これはまたここで賠償出てくる。そんな話になっていったら大変やからな。

それと、この裁判費用について、公社の方にどうのこうのいうことやけれども、一方では、3月の予算で出してくると言うてるし、普通の予算、3月の予算、本予算で出してきた、開発公社の方へ振り替えるのかどうか知らんけれども、それはそれでまた説明をいただいたらと思うけど、今の件はどういうふうな、答えられるのやったら教えてください。

**下村委員長** 高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課、高垣です。よろしく申し上げます。

ただいまの西川委員の質問のお答えといたしましては、市の主張といたしましては、土地開発公社は地方公共団体で独立した法人であり、今回の契約においても、公社が契約主体となっておりますので、本件の契約者である主体は公社でありますので、市は瑕疵担保責任を負わないということで、今回、市の方には責任がないという判決が出ておるものでございま

す。

それで、契約の中身の状況なんですけど、相手方の主張もいろいろございますので、この件については、詳細は、すいませんが、控えさせていただきたいと思います。

それで、訴訟に関わる費用、裁判の費用についてのご説明をさせていただきたいと思います。5番目の産業廃棄物の撤去事件でございますが、損害賠償請求額が3億4,938万4,059円の第1審の判決が12月22日に出まして、公社に対してのみ4,077万7,000円の賠償請求が出ております。それを受けまして、12月24日に公社の理事会を開催いたしまして、控訴の手続についてということで協議いたしまして、12月25日付で控訴手続を公社で実施しております。そのための費用といたしましては、95万9,577円を弁護士費用として公社で支払うことで実施しております。また、裁判所に係る費用といたしましては、印紙代の費用が21万4,500円、また郵便費用等で6,160円を公社で支払うことになっております。全体といたしまして、その後、柘の郷が市及び公社に控訴手続を実施したということで、今後、市も一緒に応訴の形で争うこととなりますので、残り分の弁護士費用につきましては、葛城市で726万2,236円分を3月の補正予算で計上する予定で現在実施しております。

以上でございます。

**下村委員長** 西川委員。

**西川委員** 答えてない、それは。分かってるねん、柘の郷と開発公社が契約結んだというのは。そやかいに、主体としては開発公社やと言うてるんやけども、この裁判の時点で、そういう、今、僕が言うたような、市と公社との契約書、任せますよと、こういうことで補償補てん、言えば、移転先の土地の交渉とか、そういうふうなことは市が開発公社に任せますよという契約書があったでしょうと。出てきたでしょう。それがこの裁判のときに証拠書類か何かで出てたんですかと。それが言われへんのやったら、言われへんでええけれども、それを聞いているだけや。出てなかったのと違うかということや。

**下村委員長** 高垣課長。

**高垣企画政策課長** ただいまの西川委員のご質問なんですけども、この件につきまして、裁判所の中で争っておる事象でございますので、お答えについては控えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**下村委員長** ほかにございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** いろいろと意見をいただいて、言うてはるわけやけど、教えてほしいのは、今、公社の契約してある。市と公社と契約してあるのかという話があるわけやけど、そもそも、今これをどうこう議論するのやないけども、公共事業の、俗に代替地、代償地ということやけども、なぜ三者契約せんかったのかということやをきちっとまず調査された中で、こういう議論をするのかどうかということやと私は思うてます。今さら、これ、裁判にかかるとるやつを、わしが言うたように、何で三者契約せえへんかったとか、こんなんいろいろ言い出したところで何もならんけども、基本的に、ここへ行くまでに、なぜ三者契約せんかったということをきちっと調査されたかどうかということに私は問題があるのではないかというふうに思います。

裁判は裁判。後でこの委員会で、なぜこの土地に産業廃棄物が入ったかということも、きちっと審査をこの委員会でやっていかないかん。裁判は裁判やというふうに私は思います。

それと、今、課長がおっしゃってる、公社の方で補正をして費用を出していきますということやけど、その原資はどこから出るのか。公社の費用で出していく、借金をして手当てをしていくということになるわけやな。今、補正をしようと思ったら。ところが、最終的にその借金は誰が返すんや。例えば700何万円という話もあった。公社は借金しましたよ。今まではそうやん。先で最終精算するとき、誰がこのお金を返すんや。最終的には行政が補てんをしていかなあかんということになるのと違うんかと思えますけど、その点の考え方を教えてほしいと思います。

**下村委員長** 高垣課長。

**高垣企画政策課長** ただいまの岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、その当時の土地の売買につきまして、三者契約で行うべきだったのかとか、いろいろご意見ごもっともであると思うんですが、その当時の書類を確認しながら裁判をしておるということで、証拠として残っておるものの中で裁判を実施しておるということでご理解いただきたいと思えます。

それで、2つ目のご質問の、公社での訴訟の費用を払ったのをどうしておるのかということでございますが、今回につきましては、公社で手持ち金、今現在、約700万円程度ございます。その費用を充てまして、弁護士費用、裁判費用という形で支払うことになっておりますので、これに関しましては、市に債務が発生することはございません。

以上でございます。

**下村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今の課長の話であれば、一応そういう三者契約のことも頭に入れながら、今裁判してますよと、こういう話やな。それ以上突っ込んだ話はできへんと思う。

それと、今言われた、公社でかなりの剰余金があると、その中から出していくと、こういう課長の返答になってるけども、どういう形でこれだけ1億何ぼの剰余金が出るかということも、きちっと理解した中で出してもうてるのか。お金があるさかい出しまんねんということになってるのか。そこらをもう一遍聞かせていただきたいと思えます。

**下村委員長** 高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課、高垣です。よろしく申し上げます。

ただいまの岡本委員のご質問、もう一度お答えさせていただきます。まず、公社のお金の市との関係なんですけども、債務保証につきましては、公拡法に基づく債務保証がございませつか、この裁判費用に関しましては、債務保証とは別の形で、今まで土地を売り上げておりました簿価に係る1%の事務費を積み上げてきたものを剰余金という形で残しております。その費用を支払うことで対応させていただくということでございます。

以上でございます。

**下村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 課長の立場はそういうことやと思う。しかし、その事務費、これだけのお金が集まるのかということや。実際蓄えできたのかということやから、何も責めてるの違いまねんで。そこらをきちっとしておいてほしい。事務費だけでこれだけの金が集まることがないやろう。そこらもあるんで、私は聞いているわけやから、そこらもきちっと精査をした中でやってもらいたいというふうに思います。

**下村委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、理事者からの報告につきましては以上といたしますが、今回の裁判結果の報告状況を踏まえまして、今後の特別委員会の進め方についてご協議願いたいと思います。

当委員会につきましては、これまで計11回の協議会に加え、平成30年6月26日の第1回委員会以降、昨年12月14日の委員会まで合計6回開催してまいりましたが、その間、損害賠償等請求事件の裁判を係争中との理由により、なかなか委員会が開催できていない状況が続いております。前回の委員会におきましても、この調査特別委員会が設置された目的が達成されているか、議論の場を設けて中間報告を行う時期に差しかかっているのではないかとの意見も伺っておりますので、本日は、今後の委員会の進め方について委員各位のご意見を伺いたいと思います。

何かございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 前回も私、意見を述べ、今、委員長からもご報告の中にあつたとおりなんですけれども、10月には市議会議員選挙、改選の時期に当たっております。やはり4年間たって全く報告書が出ないというのは、委員がこの間ずっと議論して、それなりに皆さん調査もし、ご理解もされてることがある中でこの委員会をやってきてるわけですので、どこかで改選までに中間報告なりを出すべきではないかと私は思っております。それは、裁判に関わる場所は外して、それ以外のところだけでも、できるところはきちっと報告書を出すべきではないかと。これ、また選挙で、どういうふうな状況になるか分かりませんが、委員も大きく変わるようなことになれば、継続性ということが非常に難しくなってくると思いますので、どこかで10月までに、できないことはできないで仕方ないんですけれども、分かってるところ、少なくとも経過だけでも、きちっと報告書を作るべきだというふうに申し上げておきたいと思えます。

**下村委員長** ほかにご意見ございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今後の考え方というのか、委員長がおっしゃっていただいている。これは裁判もかかってくることはよう分かるけども、物事というのは、1つ1つ、私は追求していったらええのと違うんかなと。例えば、例を挙げると、社会福祉法人の建物補償についても、公社で契約をしてある。それをまた補助金にのれへんから、行政と契約してあるとか、そういうようなことをして返還されてると。その中で、例えば1億4,000万何ぼで契約した。ところが、国の補

助申請には1億1,700万円しか該当させられん。そこで3,000万円ほどの単費が出てる。そこへ2,000万円出てますよ、法令改善で2,500万円出てますよということについて、例えば、詳しい内容の審議はされてないように思う。そやから、そういうことも1つずつ、なぜこういうふうになったのか。例えば1億1,700万円、恐らく鑑定金額がその金額やったのではないかなと思います。そこで、交渉の過程で3,000万円余りを足さないで契約してもらわれへんということやったんやろうと、これは推測で言うたらあかんけど、私はそう思います。なぜそうなったのか。あるいは2,000万円、何で追加せなあかんかったのか。法令改善、何で2,500万円せなあかんかったのか。ところが、今言うてたら、代替地のところで産業廃棄物が出てきた。これを、7,800万円か、試算したら要ると。それを半分にまけてもらうというようなことでボーリングしたとか、いろんなことを言うてるわけやけど、本来、果たして、それが本当にそういう形で来たものか。いや、そうではないですよ。交渉の過程でこういうふうになったんですとか、そういうことを1つずつ調べていかなあかん。例えばそれだけ言ったら。ほかのところで一緒にすやんか。例えば舗装、架空のところで舗装工事をせなあかんようになってある。これも裁判かかってあるけども、それはそれで、この委員会としていつ取り上げるのかは別として、なぜそうなったのかということを引きちとやっていかんと、この委員会、何のために委員会できたのか、私は分からへんの違うかなというふうに思います。そうしないと、いつ、こないして寄っていったって、どうしましょ。いや、裁判かかってまんねん。職員の証人が来たかて、刑事訴追か、警察の関係があつて言えまんねん。そんなだけで今来てるわけやん。この委員会として何をきちと究明していくねんということになるんで、私は、1つずつすべきでないかなというふうに思います。

**下村委員長** ほかにご意見ございませんか。

増田委員。

**増田委員** 若干重複するかもわかりませんが、私も、今日まで道の駅かつらぎの大きなプロジェクト、事業を進めるに当たって、いろんな問題、課題、反省すべき点、再発防止等も、議論した中で出てきたわけでございますけれども、それを、谷原委員もおっしゃったように、岡本委員もおっしゃったように、一度立ち止まって精査をして、再発防止を、抑止といいますか、そういうことになるような結論を出すべきかなと。出ないものについては、理由をつけて、今後の状況を見守るといふような判断で、解明して分かっているところから整理をしていく1つの機会を、今年度といいますか、令和3年度中、もしくは選挙までに1つの形を作るべきかなというふうに思います。

**下村委員長** 西川委員。

**西川委員** 先ほど谷原委員も増田委員も、中間報告ということ、岡本委員とはニュアンスが違うと思うんやけども、僕は、これ、中間報告として、岡本委員がおっしゃるように、1つ1つ詰まってない中で、それで裁判に入ってる中で、これ、委員会として結論をきちと出せるような、中間の報告できるような内容があるのかどうか。これからきちとそれら辺を精査するというのはよろしいよ、1つ1つ。そやけど、中間というか、選挙前に何らかの報告いうて、何か出せるものが、答えてもらわれへんことはあるし、報告としてこれ出せるのかと、委員

会の。皆、中途半端ですよ、何かにつけて。答えてもらわれへん部分もあるし、これは裁判によっていろんな影響を受けてくるのに、選挙までにどんな中間報告をするのかどうか。これは議員の、議員みたいに4年に1回選挙あるのは当たり前で、ここまで引っ張ってきたんやったら、今、岡本委員おっしゃるようなことを整理して、1つ1つ追及していく、これはこうやというような、1つずつまとめしていくのやったらええけれども、何かばかっとして中間報告って、僕、こんなん、出せるような雰囲気とは違うのと違うかな。ほいで、別に10月を意識しやんでも、これのところをきっちりやって、次の議員の人らが、これは勉強したら分かることやさかいに、この委員会を、そしたら中間報告を出して、こうやって、結論も出えへんのやけれども、この委員会を閉じてしまうというのやったら、俺はおかしいと思う。別に引き続いてでも、きちっと調査できるところは調査していったらええの違うかなと思いますよ。何か中間報告として、どんな形で出せるねん。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 中間報告の中身ですけど、これまで審議してきたことについてまとめるだけでも、私は十分だと思っております。そもそも、道の駅かつらぎに関してどういう問題があったか。これまでまな板に乗せてきた問題があるわけです。それについて結論が出てない問題もある。結論がほぼ出てる問題もあると思います。例えば補助金返還、どういうふうな形で行われて、どうだったかいうのも、これはもう結論出てる問題もあります。出てる問題は出てる問題として、出てない問題は出てない問題として、今後、例えば岡本委員がおっしゃったように、こういう問題がまだ残ってるよというのは残ってるとして書く。そうすれば、次引き継いだときにも、多分選挙改選されて、委員も変わっていく、いろんな方が出たときも、その報告書を見れば、こういう議論をして、こういう問題がまだ残ってるんだなというふうな形が分かる形にして引き継いでいくというのは、私は、この調査委員会として責任ある運営方法だと思います。このまま行ってしまうと、次変わってしまうと、何が何か分からなくなってしまうことを私は恐れてるので、少なくともこういう議論をしてきましたということは、事実やってきてるわけですから、そこでどういう問題が議論されてきたかということも、これは書けるわけですから、事実として、そういうふうな形でのまとめをするというふうに、そんなに難しいことを私は考えてるわけではなくて、問題が残ってるんやったら残ってる、こういう問題を議論したけど、ここまでというぐらいのことでいいかと思います。

以上です。

**下村委員長** ほかに。

吉村委員。

**吉村始委員** 今し方、いろいろと話を伺ってまして、この調査特別委員会で話し合ってることというのは、時期も長きにわたってるということと、あと、それからいろいろ、今回、裁判も複数にわたってるということで、やはり多岐にわたって問題も複雑というか、分かりにくくなってる部分もあると思いますので、1つ1つ、現在までに、本来こういった問題が出てきてるというふうな、本来に立ち戻って、そこから今現状こういったことを問題として話し合ってるということと、それから、あと、こういったところまでは解明できてること、できてない

こと、それを本当に整理するという意味で、そういった作業は、私はやっておいた方がいいかなと。そうした方が、また今後、問題点をもう1回明確にして、より話し合いをする中にも資するものがあるのではないかと、そういうふうに思います。

**下村委員長** ほかにご意見ございませんか。

西川委員。

**西川委員** 今おっしゃるようなことは、それは当たり前やさかい、やってもらうのやったらやってもうたええんで、僕は、ちゃんとした報告書、中間いうたって、報告書というような捉え方をしたら、きっちり書けるのかと、この委員会として。そうじゃないと。ただ、問題点をもう1回、こういうことを議論してきたということを書くんやと、整理するんやというのやったら、それはそれでよろしいよ。僕は、中間報告をやるということは、特別委員会というのは、言うたら、最終報告であろうが、中間報告であろうが、きっちりいろいろと結論を持っていて、この委員会そのものの結論がそこにあるというような出し方をしたら、ほいで、また選挙のことも言わはったさかいに、これでこの委員会やめるんかいなと俺は理解したから、そうじゃないのやったら、委員長、別にどういうふうな整理の仕方をするのかいうのやったら、これ、今、正式な委員会ですやろう。委員会ですらうなことが結論づけられるのかどうかということで、そうするならそうするで、協議会できちっとこう整理するとか、そういうことを、いろんな話が出るような状態にしてもらわんと、これ、委員会として結論を出すのやったら、はっきり出す。今、出さんなんから、委員会をやってる以上は。僕はそういう意味で言うてるので、何も整理することに反対してるのと違いますから。僕は、厳密にそういう報告書を書くということが、この委員会ですらうな条件がそろったのかということ言うてるだけで、今、吉村委員や谷原委員、最後と言わはったようなこと、それを別に、増田委員も、そうじゃないんやと、こういう整理するというふうに言わはるのやったら、それを1回協議会で、どういうふうな整理の仕方をしていくのかということ、協議会でやってください。そういう整理をしていかなあかんということ、この委員会ですらうなことを決めてもらうのやったら、この委員会ですらうなことを決めていってください。僕はそう思うだけで、厳密に捉えたら、それだけのことを書けるのかな思うたから言うただけで。

**下村委員長** ほかにご意見ございませんか。

暫時休憩したいと思います。

休 憩 午前10時17分

再 開 午前10時25分

**下村委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどに引き続いて、皆さんの何かご意見ございませんか。

梨本副委員長。

**梨本副委員長** よろしくお願ひします。今、休憩前に皆さんの意見を賜りました。中間報告が必要だという意見もございましたが、西川委員もおっしゃるように、まだ整理できてる部分、整理できてない部分、そういった整理も必要ではないかというふうに思います。ここまで長期間、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会をやってきた中で、論点をもう一度整理し直す時期

に差ししかかってるのではないかというふうにも考えておりますので、まずは協議会で一旦そういう論点整理をもう一度すると。その中で中間報告としてまとめられるようなものであるのかということに関しても、もう一度そちらの方で1つずつ確認をしていく作業を丁寧にしていってどうかというふうにも考えております。

以上です。

**下村委員長** 協議会で中間報告できるような形に持っていきたいと、そういうことですね。

梨本副委員長。

**梨本副委員長** 中間報告に持っていければ一番ベストなんですけれども、そこに至るまで、やはり皆さんの合意の中で、確認できるところをしっかりと確認した上で、1つずつ積み上げていくことが必要なのではないかと思っておりますので、そこも含めて、丁寧にやっていくべきかなというふうに思っております。

**下村委員長** 協議会を開いて検討していくということですね。

ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** 私は、何で協議会を開かなあかんのか、よう分かりません。やっぱり基本は公開でやるべきです。調査特別委員会として市民の皆さんの関心もあるところで、議事録もちゃんと残してやるべきことが筋だと私は思います。何でもかんでも協議会ということで、この間、協議会が多過ぎて、何をやってるんだということは、百条委員会するときにもそういうことがありましたし、私は、基本的に委員会をやってる以上は委員会として公開でやるべきだと思います。これが1つです。

それから、整理をつけていこうということは一致してると思うんです。だから、少なくとも、皆さんの協議の中で、協議会が必要だということで多数の皆さんがそう思ったら、そうしていかざるを得ないと思いますけども、私は、個人としてはあかんと思いますけれども、少なくとも今回の委員会で整理をつけると。報告書、あるいはまとめ、整理、いろいろありますけど、最低限何らかの形でこれまでの議論を整理してまとめましょうと。中身は、確定できるような報告書にならないかもわからないけれども、少なくとも、そこは合意して、ここで決めていただかないと、結局協議会に任せますとって、またそこでこんなことがだーっと、結局うやむやになるのは、私は無責任だと思うので、今ここで議論したわけですから、少なくとも委員会としてそこはちゃんと決めていただきたい。決めた上でその中身をどうするか。実際にまとめとか整理とか論点とか、それはいろいろ議論があると。それはなかなか人の名前も飛び交って、公でやるのが難しかったら、それは協議会ということもあるでしょうけども、少なくとも、どこかでけじめをつけるような、まとめでもいいです。整理でもいいんですけども、そういうものを作るということはここで議決を、できたら今日やっていただいて、それから整理に入っていただけたらと思います。

**下村委員長** 今日それをやっていくと、本日。

(「方向性だけ」の声あり)

**下村委員長** ほかにご意見ございませんか。

西川委員。

**西川委員** 委員会でやるのが当たり前やいうのはよう分かってても、谷原委員はそれを言わなしゃあないのやろうけれども、何か悪いようなことを市民に伏せるために協議会をやるのと違いますよ、これ。こういうふうに委員会をスムーズに進めるために、こういうことをやろうかと。自分でも言うたはるとおりや。いろんな名前、個人の名前、いろんなこと出てくる可能性があるから、そしたら、こういうことをちゃんとやりましょうと。その議論が委員会でちゃんとできるような、今これだけ時間長いことかかっている。きっかけがどこにあって、その都度どんな問題が出てきたかという整理も、きちっと毎回みんなの頭の中で整理をして、それで最終的な委員会としての結論が出せるような形を毎回やったらどうですかと言うてるだけで、何か委員会をやらんと協議会で、何か隠してるような印象を僕ら持たれたら、こんな委員会の席であんなこと言われたら、委員長、何か協議会ばかりで、市民に知らせんと隠してるような印象を与えるような発言、俺、困るで、こんなもん、委員長。会議をスムーズに進めるためにこういうふうにやろうか言うてるだけで、分かってて言われたらかなんさかい、それに向かって、結論を出せるような方向に向かって進んでいこうかいうことを、さっきも言うてるように、谷原委員言うたはるように、この委員会ではその方向に向かっていこうかと。それをこの委員会で決めておいてくれたらええと。それに向かうがために、一からの整理をきちっと、議事録があるさかい、それでやったらええやんと。ほんだら、この議事録を全部整理して、どこから行くねん、その議事録の。委員長、そやから、その方向に向かっていくというのはみんな言うてるわけやから。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 西川委員の意見として承りました。私は私の意見を述べたまでです。つまり、私は、基本的には協議会はできるだけ少なくして、委員会できちっと議事録にも残り、責任を持ってそれぞれの委員が発言できるように、市民の方にも見ていただけるようにするのが議会の在り方だと思って私は発言しました。ただ、協議会のことは否定しておりません。先ほど言ったように、名前が出たりとか、非常に微妙な問題、これについては協議会でやらざるを得ないこともあるし、それについて委員の皆さんが合意すれば協議会をやればいいわけで、西川委員がおっしゃったけれども、何か決めつけておっしゃってますけど、私の発言をちゃんと聞いていただいたら、決してそうではないということはお分かりいただけると思うんですが、これは私の意見として、西川委員と見解は違うところですけれども、私は、繰り返し言いますが、委員会として今日開いているわけですから、それで議論したわけですから。つまり、何らかの形でまとめをつけていきたいと思いますという意見がたくさん出たわけですから、そこで1回、委員会としての結論を見た上で、どういう形でやるかは、また委員会でやるのか、協議会でやるのかは皆さんに諮ってやっていけばいいと思いますけれども、とりあえず今日これだけ時間をかけて議論したわけですから、いや、それはあかんと、そんなん、そういうことをここで議決するのは反対やったら、それで反対と意見を述べてもらったらいいわけで、私は、これ、1回議決をちゃんと採っていただきたいということを先ほど述べたわけですが、中身は問題あると思います。ただ、1回整理をつけるなり、どういう形でやるかは、私は最

小限でもいいと思ってるんですけど、何回会議をやって、どういう論点が出て、どういうことかというぐらい、議事録を全部出して詳しい報告書とか、そんなことができるとは私も思ってますけれども、そういうふうな整理をつけていこうということについては、大方合意できてるように思うので、それについては、議決した上で、中身についてどうするかということとはまた議論したらいいと思うんです。

**下村委員長** 増田委員。

**増田委員** 今日この委員会を開くという案内の中に、こういうことを決めようという内容があらかじめなかったんです。こういう大事なことを、今日新たに出てきて、その結論を今日出すというのは、私は、ある一定の協議会なりで十分練った上で、これがええのか、あれがええのか。これがええのかはここで話できますけども、これはあかんという話は、恐らく委員会ではできない部分の意見やと思うんです。そういう1つの準備段階を踏んだ上でテーマに挙げていただいて、今後の報告会をどうするかという議題で委員会を開いていただくという手順が望ましいかなというふうに思います。

**下村委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 僕も、まとめて長い時間やって、昔のことはもう忘れてるというのがあると、拾い出ししていただくと、先ほど副委員長がおっしゃったことがほぼ同意で、報告書に関して、僕、イメージが湧かないんです。例えば谷原委員がおっしゃったみたいに、こんなんでもいいんですというのは谷原委員の意見で、僕は、どんなものが出来上がるのが中間報告書として正しいのかも分からないので、今の時点で、それもしっかり事務局と話し合っ、て、こういうものを作るためにはこうしやなあかんというステップを踏んでいただかないと、今から中間報告書を作るぞと言われても、正解が見えないんですというのが僕の意見なので、そこに議決と、増田委員もおっしゃったみたいに、いきなりと言われても、それは厳しいかなと僕は思います。以上です。

**下村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 私も同じような感じなんですけども、委員会の役割、協議会の役割とそれぞれあると思うんです。ここで決を採ってしまったら、何を具体的にどうやるかまでこの場で話し合わんとあかん。ますますこの会議がどんどん伸びていだけなので、やはりそこは協議会の役割というものも考えた上で、方向性はみんな一緒なんです。だから、中間報告、何なりの報告をやるということは一致してる場所なので、その確認だけしておいて、それを具体的にどう進めるかというのは、別に時間を取って話し合うときが必要やと思いますので、今ここでそこまでのことを決めるべきときではないかなという気はします。

**下村委員長** ほかにご意見ございませんか。

今日、大変貴重なご意見をいただきまして、副委員長とも、また事務局とも相談の上、今後できるだけ早いうちに進めていきたいと今思ってるんですけども、それ以上のことは今あんまり言えませんが、そういう形で今後持って行ってよろしいでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** 私が、最初に委員長、報告がありましたよね。前回、どういう方向でやっていきますかと

いうことは1回議論したわけです。その上で、私は、こういう方向でどうですかと提案したんです。そこで最初に委員長は報告されました。だから、あえて私は、またここで、でない  
と委員会が進んでいきませんから。だから非常に強いことで議決と言いましたけれども、奥  
本委員がおっしゃったように、そういう方向で行きましょうという確認で意見して合意が取  
れたのであれば、そういう方向で進んでいっていただきたいと、そういう確認だけ取って  
いただきたいんです。そういうことだけです。議決ということで難しいことを言いましたけ  
ども、以上です。

**下村委員長** 分かりました。先ほど言いましたとおり、副委員長、また事務局と相談して、今日  
の皆さん方のご意見を拝聴して進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたい  
と思います。

それでは、調査案件（1）につきましては以上といたします。

次に、調査案件（2）その他についてを議題といたします。

この際、委員の皆さんから何かご意見等ございませんか。

（「なし」の声あり）

**下村委員長** ないようでしたら、本件については以上とさせていただきます。

これをもちまして本日の調査案件は全て終了いたしました。

ここで委員外議員から発言の申出があれば、許可いたします。

川村議員。

（川村議員の発言あり）

**下村委員長** どうもありがとうございます。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

**下村委員長** ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日は、皆さん方、大変お忙しい中、本当に議論いただきまして、今後も皆さん方の意見  
を拝聴しながら、道の駅かつらぎの委員会を進行いたしたいと思いますので、まだまだ時間  
はかかるとは思いますけれども、皆さん方のご意見を拝聴、よろしくお願い申し上げまして、  
道の駅かつらぎに関する調査特別委員会をこれで終了いたしたいと思います。

閉 会 午前10時42分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員長

下村 正樹